

東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

平成31年4月1日制定

令和元年8月27日改正

令和元年10月25日改正

令和2年4月14日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 余裕期間
契約締結（予定）日の翌日から工期の始期の前日までの期間をいう。
- (2) 通常工期
通常積算により算出した工期をいう。
- (3) 全体工期
通常工期と余裕期間を合わせた期間をいう。
- (4) 実工期
全体工期内で、実際に工事を施工するために必要な期間（準備期間と後片付け期間を含む）で、契約上の工期をいう。
- (5) 工期の始期を選定する期限日
発注者が指定する、受注者が工期の始期として選定できる期間の末日をいう。
- (6) 完了期限日
発注者が指定する工事完了の期限であり、全体工期の末日をいう。
- (7) 工期の始期
実工期の始期をいう。
- (8) 工期の終期
実工期の終期をいう。

(対象工事)

第3条 建設工事のうち、発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる

工事を対象とする。

(余裕期間制度の方式)

第4条 発注者の判断により以下のいずれかの方式を設定するものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が工期の始期を指定する方式をいう。

(2) 任意着手方式

発注者が示した工期の始期を選定する期限日までの間で、受注者が工期の始期を選択する方式をいう。

(3) フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期と工期の終期を決定する方式をいう。

(余裕期間の設定)

第5条 発注者は、余裕期間を通常工期の40%を超えず、かつ、5か月を超えない範囲内で設定するものとする。ただし、災害復旧工事については余裕期間の範囲を超えて設定できるものとする。

(工事費の積算)

第6条 工事費の積算は、契約締結（予定）日の翌日から直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

(技術者等の配置)

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

2 主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとする。ただし、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係は、開札日前までに連続して3か月以上存在するものとする。

(工期の始期に技術者等を配置できない場合の取扱い)

第8条 受注者の責めによる事由により、工期の始期に技術者等を配置できない場合、発注者は、東広島市建設工事執行規則（平成10年2月10日規則第4号。以下「規則」という。）第54条第2号の規定により、契約を解除することができるものとする。

2 受注者の責めによらない事由により、工期の始期に技術者等を配置できない場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(工期の始期までの現場管理等)

第9条 工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。
- (2) 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならないものとする。

（契約の保証）

第10条 契約保証は、余裕期間の利用の有無にかかわらず、契約締結日の翌日から工期の終期までを対象とする保証を付さなければならないものとする。

（前払金の請求）

第11条 受注者は、規則第44条第1項の規定にかかわらず、工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができないものとする。

（発注者指定方式の取扱い）

第12条 第4条第1号の発注者指定方式の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、全体工期、工期の始期及び工期の終期をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。
- (2) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者が負担するものとする。

（任意着手方式の取扱い）

第13条 第4条第2号の任意着手方式の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、全体工期、工期の始期を選定する期限日及び通常工期をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。
- (2) 発注者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「様式1」により当該落札者から工期の始期の申出をさせるものとし、申出のあった工期の始期を契約書に記載するものとする。
- (3) 前号において、落札者は、契約締結（予定）日の翌日から工期の始期を選定する期限日までの期間における任意の日を工期の始期とすることができるものとする。
- (4) 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者が負担するものとする。

（フレックス方式の取扱い）

第14条 第4条第3号のフレックス方式の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、全体工期及び完了期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明

示するものとする。

- (2) 発注者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「様式1」により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、申出のあった実工期を契約書に記載するものとする。
- (3) 前号において、落札者は、全体工期内における任意の日を実工期とすることができるものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工程を見直す必要が生じた場合、発注者があらかじめ設定した全体工期の範囲内における工期の変更については、変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更を可能とすることとする。この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年8月27日から施行する。

この要領は、令和元年10月25日から施行する。

この要領は、令和2年4月14日から施行する。